



米陸軍法務総監法務センター・法務学校  
作成の『作戦法規便覧 2007年版』<sup>(1)</sup> (6)

岩 本 誠 吾

- 第1章・武力行使の法的根拠  
第2章・戦争法 (I～IX) (40巻3・4号)  
(X～XVI) (41巻1号)  
第3章・人権 (I～III)  
第4章・戦争以外の軍事作戦における戦争法 (I～V) (41巻2号)  
(VI～VIII) (41巻3号)  
第5章・交戦規則 (41巻4号)  
第6章・軍事作戦を支援する緊急事態主要軍属<sup>(2)</sup>  
第7章・不測事態契約企業派遣要員<sup>(3)</sup> (以下本号)

第6章・軍事作戦を支援する緊急事態主要軍属

参照

1. 緊急事態主要従業員従業員の指定基準、10 U.S.C. § 1580
2. 炭疽菌通知必要事項、10 U.S.C. § 1580a
3. 国防総省指令 (DoDD) 1404.10、緊急事態主要 (E-E) 国防総省米  
国市民軍属従業員 (1992年4月10日付、2003年12月1日現在、有  
効と保証)
4. 国防総省指令 (DoDD) 1400.31、国防総省軍属業務隊の不測・緊急  
事態計画及びその執行 (1995年4月28日)
5. 国防総省訓令 (DoDI) 1400.32、国防総省軍属業務隊の不測・緊急  
事態の計画指針及びその手続き (1995年4月24日)
6. 国防総省訓令 (DoDI) 1000.13、軍種構成員、その被扶養者その他

有資格者の身分証明書（1997年12月5日）

7. 国防総省訓令（DoDI）5525.11、米国外で軍隊によって雇用され又はそれに随伴する軍属、若干の役務構成員及び元役務構成員に対する刑事管轄権（2005年3月3日）
8. 陸軍規則（AR）690-11、軍事不測事態作戦の支援における軍属の活用及び人事管理（2004年5月26日）
9. 空軍訓令（AFI）36-3026（I）（陸軍規則AR600-8-14）、軍種構成員、その有資格家族構成員及び他の有資格要員（2002年12月20日）（空軍、陸軍、海軍、海兵隊及び沿岸警備隊の各長官命令によって採択された統合訓令）
10. 陸軍省パンフレット（DA PAM）690-47、陸軍省軍属従業員展開ガイド（1995年11月1日）
11. 不測・緊急時における人事管理職員のための軍属人事管理ガイド（2003年3月）、[http://www.cpms.osd.mil/civ\\_prep/ManagementGuide.pdf](http://www.cpms.osd.mil/civ_prep/ManagementGuide.pdf).
12. 陸軍軍属オンライン（Army Civilian Personnel Online, CPOL）「軍属展開／動員」指針、<http://cpol.army.mil/library/mobil/civ-mobil.html>.
13. 国務省給与室（海外駐屯地格差・危険報酬手当）、<http://www.state.gov/m/a/als/>.
14. 特別賞与の支払制限、5 U.S.C. § 5547
15. 連邦職員補償法（FECA）、5 U.S.C. § 8101
16. 勤務時間、5米連邦法規類集（C. F. R.）§ 610
17. 2000年度の軍事領域外管轄権法（MEJA）、18 U. S.C. § 3261（本便覧第7章も参照のこと）

#### 訳者注

- （1）インターネット上（<http://handle.dtic.mil/100.2/ADA469294>）には、既に『2007年版』が掲載されていることから、本号以降は、2007年版を基にして翻訳することとする。そのため、章の題名の変更が見られるので、訳者注として適宜『2006年版』との相違点を指摘する。

- (2) インターネット2006年版では、第6章は、単に「軍事作戦を支援する軍属」だったが、書籍2006年版及びインターネット2007年版には、「緊急事態主要 (Emergency Essential)」が付加されている。
- (3) 同様に、第7章は2006年版では「軍に随伴する契約企業 (Contractors Accompanying the Force, CAF)」であったが、2007年版では「Contingency Contractor Personnel (CCP)」と変更されている。

## I. 序説

A. 我々の歴史を通じて常に、軍属は、作戦中に軍隊に随伴してきた。近年の作戦では、軍事任務に対する軍属従業員の重要性が強調されている。軍属従業員は、娯楽専門家や諜報分析家など多様な分野で、以前に兵士が担当していたかなりの仕事を遂行している。軍属従業員の重要性は、以下の国防総省指令に反映している。

「国防総省軍属業務隊は、あらゆる不測・緊急事態のための任務の必要事項を満たすために、迅速に、能率的にそして実効的に対応するように備えなければならない。」(DODD 1400.31、第4項)

B. 法務官 (JA) は、展開し指揮官に助言する場合に、緊急事態主要 (EE) 軍属を展開中に指定し、訓練し、その活動を方向付ける過程を理解することが基本である。

## II. 緊急事態主要職の指定

A. 緊急事態主要従業員とは、危機的事態時に、海外に位置するか若しくは海外に移動させられる職にある者、又は軍事作戦を支援して危機の際に従業員を海外に展開し若しくはそこで一時的な任務の割当を遂行するように要求する職にある者、である。緊急事態主要軍属は、契約企業派遣の従業員ではない (第7章参照)。緊急事態主要軍属の職は、戦闘作戦の成功を確実にするためか、又は動員の後の戦闘基本システム、避難命令若しくは幾つかの他のタイプの軍事危機を支援するために必要とされる職に限定されなければならない。緊急事態主要職が軍の職に転換できないのは、それらが、戦闘作戦のための直接的で継続した支援を提供し、そして／又

は戦闘基本システムの維持及び修復を支援する不断の履行が要求されるからである。「緊急事態主要」の指定は、定期的に見直され、それぞれの駐屯地の作戦計画の一部として更新されるべきである。人事管理職員は、追加的な職が軍事任務の完遂にとって重要であると思われる時には、不測・緊急事態の際に「緊急事態主要」としてそれを指定する権限を有している。

B. 特殊な危機的事態での各「緊急事態主要」職の任務、責任及び身体的要件は、緊急事態主要従業員が期待されていることを自覚するように確保するために、特定化し文書化されなければならない。文書化は、現行の平時での職の叙述に、平時の任務と実質的に異なる場合には職の叙述に付属する危機的事態任務の簡単な言及に、又は別の緊急事態主要職の叙述に、緊急事態主要任務の注釈を含めることができる。

C. 事前に特定された緊急事態主要職に指名された従業員は、雇用条件として、国防総省書式2365「国防総省軍属従業員海外緊急事態主要職合意書」に署名しなければならない。合意書には、従業員が危機的事態又は戦時に緊急事態主要職の業務及び必要事項を引き続き遂行しなければならないことが規定されている。それには、さらに緊急事態主要職の在職者は、「緊急事態主要」でない他の米国民従業員の避難後に緊急事態主要従業員が海外の勤務地に臨時業務で派遣され、再配置され、又は海外で勤務し続ける場合に、危機的事態から生じる若干の雇用条件を受諾する、と文書化されている。軍務招集を受ける地位（例えば、即応予備、待機予備又は他の軍務招集を受ける地位）を有する者が、緊急事態主要職に選出された場合、その者が軍務招集の地位から除籍されるように、その者を軍の動員に活用できないということが、適切な軍人事センターに迅速に報告される。実任務への招集から免除され得ない従業員は、緊急事態主要職に選出された場合でも、緊急事態主要職に指名されない。

D. 海外勤務職にあって軍事的危機の勃発後に「緊急事態主要」として特定された従業員は、緊急事態主要職合意書（国防総省書式2365）を執行するように要請される。従業員が辞退しても、如何なる他の資格ある従

業員も又は軍隊構成員も適切に活用できないならば、その従業員はその職の任務を引き続き遂行する。当該従業員は、緊急事態主要従業員としての恩典と保護を受ける権利があるが、しかし、その状況下で合理的に実行可能な限り迅速に、その職を解任されて、非「緊急事態主要」職に指名される。

E. 危機が進展するか又は不測事態の任務が始まった後に「緊急事態主要」として特定される職に就く米国内の従業員は、国防総省書式2365を執行し、そして危機において不測事態作戦に参加するよう要請される。在職者が、合意書に署名すること又は新たに指名された緊急事態主要職で任務を遂行することを辞退した場合、もう一人別の従業員か志願者がその職を満たすように、雇用募集活動が行なわれる。志願者の活用が可能ならば、在職者は、有用な人材の場合にその資格の同じ階級で非緊急事態主要職に派遣され、又は転任させられる。志願者が見つからず、在職者が合意書の署名を辞退するけれども、人事管理の観点から、緊急事態主要職合意書がなくても緊急事態主要職で任務を遂行することが必要であるとするスキル及び専門的意見を持っている場合、従業員は、必要としている勤務地で緊急事態主要任務を、不本意ではあるが、割当てられ、一時的に当該勤務地で任務を遂行するように命令されることがある。

F. 緊急事態主要職の指定は、それぞれ「緊急事態主要」と特定された職についての記述の中に含まれている。例えば、

「この職は、緊急事態主要である。危機的事態の場合に、在職者又は指定された補充要員は、適当な当局によって解任されるまで緊急事態主要任務を継続して遂行しなければならない。在職者又は指名された補充要員は、即応演習に参加するよう要請されることがある。この職は、国家緊急事態又は動員の際に、組織が実効的に機能する能力を深刻に害することがないように、空席にすることはできない。それ故、その職は「鍵」と指摘され、在職者又は指定された補充要員が軍務召集の地位から遮断されるよう要請している。」

G. 2001会計年度の国防認可法は、緊急事態主要軍属に炭素菌の予防

接種必要事項を通知することが必要である、と Title 10, 10 U.S.Code を修正した。炭素菌ワクチン予防接種計画に関する最近の指針は、<http://www.anthrax.mil> で見られる。通知必要事項は、現役及び新任の緊急事態主要従業員の双方に適用される。通知は、書面で行なわなければならない。従業員は、受領を承認するために署名しなければならない。署名した国防総省書式2365とともに、通知書と受領書のコピーをファイルせよ。通知書のサンプルは以下の通りである。

「これは、貴兄の職が『緊急事態主要』と指定されたことを貴兄に通知するものである。貴兄は、雇用条件として、年次予防接種を含めて、一連の炭素菌ワクチン接種をするよう要求されることがある。これは、また将来、この職又は貴兄が緊急事態主要の補充要員として遂行するかもしれない職に必要とされることがある他の予防接種をも含むことができる。予防接種をしなければ、貴兄がこの職から解任され、連邦業務から離職させられることになるかもしれない。[受領書：これは、小生が上記の陳述を読み、その潜在的影響を十分理解したとの受領書である。(従業員の署名と日付)]

H. 炭素菌ワクチンの必要事項の通知は、また緊急事態主要職のすべての空席案内に含まなければならない。通知は、上述のものを反映させることができる。

I. 緊急事態主要職及び補充要員職に選出された者又はそれに就いている者は、戦闘員又は主要陸軍司令部 (MACOM) 司令官によって決定されるような医療上の適格性及び仕事上の身体的要件を満たす。特別な医療上の適格性要件は、仕事関連及び／又は戦域特有のものでなければならない。

### Ⅲ. 展開準備

A. 特定化 緊急事態主要従業員又は「緊急事態主要」と決定された職に就いている従業員に、ジュネーヴ諸条約の身分証明書を発行せよ。緊急事態主要従業員は、旅券、査証、国家認定許可書及び必要な安全許可書が

発行される。

B. 文書化 軍属従業員は、国防総省書式93「緊急事態データ記録」を書き込まなければならない。構成部隊によって、軍属の国防総省書式93を保管し、それにアクセスするための手続きが確立される。軍属の負傷通知及び支援は、軍人に提供されるものと同じか又はそれに匹敵するものでなければならない。

C. 被服及び装備事項 展開しているすべての陸軍省軍属は、戦域指揮官が決定し命令するような適切な軍服を着用するよう期待されている。陸軍省冊子（DA Pam）690-47及び陸軍規則（AR）670-1には、軍服の着用及び装備品の配給に関する記述が、より詳細に含まれている。軍服及び装備品の維持及び説明義務は、従業員の責任である。個人の被服及び管理品目も、また個々人の責任である。軍属従業員は、その特別な仕事に必要な作業着を持って来るべきである。

D. 訓練の必要事項 陸軍省本部指定の訓練には、次のものが含まれる。救急措置その他兵士の戦場サバイバル課業、実践的で任務指向型の防護の心構え（すべての階層で）、捕虜の待遇に関するジュネーヴ条約、権利付与の説明及び権利付与が許可される状況の説明。訓練の必要事項は、従業員の本拠地駐屯地の責任である。軍属の緊急事態主要従業員は、定期的にそして展開前に、軍隊構成員（防護装置の使用訓練を含めて）と同じ特別訓練が用意されている。緊急事態主要軍属は、また行動基準、文化的認識、捕虜としての対処術、戦争法及び統一軍事裁判法を含めて、軍隊構成員としての責任において訓練を受けなければならない。緊急事態主要従業員は、陸軍規則（AR）600-63に従って、身体的適格性及び検査活動に参加するよう要求されていないが、しかし奨励されている。

E. 健康及び歯科のケア 展開前に、緊急事態主要従業員のために作戦戦域内で衛生管理が施される。展開前の準備の一部として、緊急事態主要従業員は、戦域の軍人と同じ予防接種を受けるものとする。緊急事態主要従業員は、戦域での業務のために必要な予防接種を受けるよう命令され、受けなければ懲戒処分を受けることがある。緊急事態主要従業員は、展開

先の国家が必要とする場合には、展開前に HIV（エイズ）検査を受けなければならない。陸軍省の政策（DA DCSPER/OTJAG 決定）によれば、強制的 HIV 検診の必要事項が存在し、個別検査が陽性である場合、受入国に通知され、その緊急事態主要従業員が割当てられた任務を遂行することができるならば、当該個人は不測事態対処作戦を支援して展開させられることがある。緊急事態主要従業員は、戦域での任務に対して適格性を確保するために、医療及び歯科の検査、及びもし是認されれば、心理評価を受けるものとする。彼らは、必要とする最低90日分の薬を携行する。不測事態の際に帰還する緊急事態主要軍属は、医学会がそれは是認されると決定するか、又は軍人にとって必要とされるならば、30日以内の無料の軍隊内の身体検査を受けるものとする。

F. 負傷、遺体及び家族のケア 米国外に転属するか又は臨時勤務するすべての緊急事態主要従業員は、本人確認のために panarex か又は DNA のサンプルを採取する。panarex 又は DNA のサンプルを採取することが不可能な場合に、歯科の X 線が代替できる。緊急事態主要従業員は、また本人確認のために「認識票（ドッグ・タグ）」が支給される。

1. 作戦の戦域内にいるか又はそこに展開され扶養家族のいる緊急事態主要軍属は、家族ケア計画を作るよう奨励されている。雇用条件として、父子（母子）家庭又は両親とも緊急事態主要軍属の家庭は、適切な家族ケア計画が常に適切であるよう確保する責任がある（DoDD 1404.10）。
2. 緊急事態主要軍属は、軍事負傷システムの下での追跡を含めて、負傷の救護、負傷地域司令部による最近親者への通報、遺体の軍事護送、政府経費で支払われる米国旗と棺を受ける権利がある。

G. 法的支援 展開を通告された緊急事態主要軍属及びその家族は、遺言及び展開に関する必要な委任状を含む法的支援を、展開されている期間を通じて利用することができる。それは、現地で管理する弁護士が決定するように、展開関連の事項に限定される。外国に駐留する米国軍隊に勤める国防総省の軍属従業員（及びそれに随伴するその家族構成員）は、（無



制限に) 法的支援を受ける資格がある (AR 27-3, para.2-5a(6)(b) 参照)。

H. 兵器検定及び訓練. 一定の条件で、そして火器の適切な使用と安全な取扱いにおける兵器慣熟訓練を受けることによって、緊急事態主要従業員は、個人自衛のための個人的な軍用兵器を配給されることがある。個人的兵器の受納は、自発的である。個人自衛のために兵器を携行する権限は、戦闘指揮官の承認と指導を条件とする。政府配給の兵器／弾薬しか認められない。軍属は、守備任務若しくは周辺防御又は攻撃的な戦闘作戦に従事するよう割当てられない。

I. 米本土補充兵センター (CRC) すべての米本土 (CONUS) にいる陸軍省軍属 (緊急事態主要要員、志願者、補充要員) は、展開前に指定された米本土補充兵センターで審査を受ける。

#### IV. 展開中の指揮統制

A. 展開中、緊急事態主要軍属は、例えば、勤務評価、仕事の割当て及び訓令並びに懲戒処分といった通常の監督機能を行なう現地での監督系統の直接の指揮統制下に入る。

B. 現地の指揮官は、任務の必要性、安全性及び部隊の団結に基づいた特別な規則、政策、指令及び命令を課することができる。

#### V. 展開中の一般的事項

A. 説明責任 陸軍は、秘区分でない軍事不測対処演習及び動員演習を支援する軍属従業員に説明するために、CIVTRACKS と称される軍属追跡システムを発展させ自動化している。CIVTRACKS は、インターネットのアクセスでどこ場所からでも追跡データの入力ができるように設計されたウェブを基にした追跡システムである。CIVTRACKS に自分のデータを入力するのは従業員の責任であり、親基地からの最初の移動を含めて、展開中の勤務場所の変更がある毎にデータが入力されるべきである。従業員の親基地は、CIVTRACKS へのアクセスのためのユーザー ID 及びパスワードとともに、従業員に展開カードを配布する責任がある (<http://>

cpolrhp.belvoir.army.mil/civtracks/default.asp)。

B. 勤務期間 1週間の業務労働時間とは、緊急事態主要軍属が基本給及び特別賞与を受ける正規の予定時間を示す。幾つかの条件下では、業務労働時間を超過した労働時間は、非正規で偶発的とみなされ、そして、補正時間が時間外勤務手当や特別賞与の代わりに認められることがある。戦域の指揮官又はその代理は、緊急事態主要要員の勤務時間を確定し及び変更する権限を有する。戦域の指揮官は、変更の期間を確定する。

C. 時間外勤務 支払いの基本レートがGS-10, step 1のレートを超えない緊急事態主要軍属は、通常の1日8時間又は週40時間に対して認められ承認されている各労働時間の基本的時間給のレートの1.5倍のレートで支払われる。GS-10, step 1か又はそれ以上のレートで支払われる従業員にとって、その時間外勤務手当は、GS-10, step 1の時給レートの1.5倍までに慣例上制限されている。この意味する所は、上層部の従業員がしばしば時間外勤務中に通常の賃金ほど多くはもらっていないということである。2004会計年度の国防許可法は、これを変更した。GS-10, step 1のレートを超える従業員は、GS-10, step 1の基本的時給レートの1.5倍か、又は従業員の給料の基本レートの、どちらか大きい方で、今現在支払われる。理想的には、時間外勤務は、展開に先立って了承されるものである。時間外勤務が事前に了承されなければ、緊急事態主要従業員の出張命令は、以下の記述をすべきである。「野戦指揮官が要求するような臨時勤務地で容認された時間外勤務。時間数及び出勤回数の報告は、(氏名及び住所)に送付すべきである。」野戦指揮官は、その場合、割増時間を働いた後にできる限り早く支払い期間の日にち毎に、それぞれの緊急事態主要従業員が実際働いた割増時間を記録する国防総省書式5172-R又は地方の許可書式を(出張命令のコピーとともに)緊急事態主要従業員の親施設に送付すべきである。

D. 待機中 (on call) の従業員 確立された労働時間外で発生するかもしれない緊急事態又は行政の必要事項によって、「待機中の」の従業員を抱えることが必要となるかもしれない。現場の指揮官は、勤務時間外にそ

のような待機に活用するための従業員を指定することができる。指定は、これらの指針に従う。(1) 指定された従業員の業務が必要とされる明確な可能性、(2) 必要とされる待機中の任務に、関連するすべての従業員の注意が向けられる、(3) 2人以上の従業員が待機中の業務に活用されるならば、その指定は、ローテーションを基に行なわれるべきである、(4) 「待機中」又は「警戒」状態として従業員を指定しても、それ自身、追加的報酬(時間外勤務又は埋合せ勤務)の基礎として役立つことはない。従業員が呼出しされれば、従業員は最低2時間分支払われなければならない。

E. 休暇の蓄積 最大限許容される繰越を超えた年次休暇は、自動的に休暇年次の終わりに没収される。適切な当局が公務の急迫事情を構成すると決定する戦闘又は危機的事態中に没収される年次休暇は、一時的に回復される。しかしながら、従業員は、繰越を申し込まなければならない。通常、従業員は、回復された年次休暇を2年間までに使う必要がある。

F. 展開中の給与及び手当 軍属従業員は、展開以前に資格があるか、又はその後資格を得たものと同じ給与と手当(グレード内での増加)を受ける。軍人の戦闘税免除と類似の軍属従業員用の税免除は、一切ない。法によって、一般表(general schedule, GS)の従業員の給与は、隔週の給与期間でGS-15, step10のそれを通常超えることができない。但し、展開事態において、この最大限の給与制限(基本+時間外勤務の給与)が年毎に評価されることを除く。2006会計年度の国防許可法の一部として、議会は、2007年に212,100ドルまでに、米中央司令部下の海外軍事作戦を支援する軍属従業員の全体給与の制限を上げた。危険手当(Danger Pay Allowance, DPA)及び海外勤務手当(Foreign Post Differential, FPD)は、以下で両方とも議論されているように、給与制限がない。給与制限は、賃金等級(wage grade, WG)従業員には適用されない。

G. 海外勤務手当(FPD) 環境状況が実質上米国本土の状況と異なっているか、又は募集及び残留の誘引として追加的な報酬を正当化するという海外での勤務に任命された従業員は、当該地域で41日を越えて駐留した後、海外勤務手当の資格を得る。国務省は、どの地域が海外勤務手当

を受ける権利があるのか、地域別海外勤務手当のレート、レートが有効な時間的長さを決定する。同じ国の中でも地域によって異なるレートになることがある。

H. 危険手当 (DPA) 軍属従業員は、当該地域に駐留し又は派遣された大多数の当該従業員の健康又は安寧に肉体的危害又は急迫した危険に晒す市民暴動、内戦、テロリズム又は戦時状況のために、国務長官が危険手当について指定した外国領域に赴任し又は指定された場合、危険手当を受ける。手当は、国務長官が決定するように、従業員の基本給の15、20、25%のレートパーセンテージである。この手当は、当該地域に関して規定された海外勤務手当に追加される。しかし、特別な誘引の代わりに、危険手当地域としての指定以前の職に格差が認められている。当該地域に後に指定され派遣された従業員にとって、危険手当は、当該地域の到着日から始まる。一時的不在の後にその部署に帰還する従業員にとって、それは帰還日に始まる。危険手当は、国務長官が当該地域の危険手当指定を解除した日、又は従業員が何らかの理由でその部署を離れ、危険手当に指定されていない地域に赴任した日に、業務の閉鎖とともに、終了する。連邦の軍属従業員に支払われる危険手当は、軍に支払われる当座危険手当 (Imminent Danger Pay, IDP) と混同されるべきでない。当座危険手当は、異なる状況に連動していて、国務長官によって統制されていない。

I. 生命保険 連邦の軍属従業員は、連邦職員団体生命保険 (FEGLI) プログラムの下で補填される資格がある。死亡給付 (基本保障及びすべての形態での選択保障) は、死亡原因に関わらず支払われる。危機の時に戦闘支援役割で軍に展開された軍属は、「実際の戦闘状態」ではないが、死亡時に連邦職員団体生命保険の下で不測的な死亡及び障害の資格がある。同様に、個人防護のための火器を携行する軍属は、「実際の戦闘状態」ではない。

J. 懲戒処分 軍事領域外管轄権法 (Military Extraterritorial Jurisdiction Act, MEJA) に関する情報については、本便覧第7章「不測事態企業派遣要員」を参照せよ。

## VI. 契約企業従業員

展開中の契約企業問題については、本便覧第7章「不測事態企業派遣要員」を参照せよ。

## 第7章 不測事態契約企業派遣要員 (Contingency Contractor Personnel, CCP)

### 参照

1. 国防総省連邦調達規則付属書 (DFARS) Subpart 225.74、「米国領域外の国防契約企業」及び252.225-7040での随伴条項、「米国領域外に展開された米軍に随伴する許可が与えられた企業派遣要員」(2005年6月6日発効、2006年6月16日に暫定的変更発効)。この概要は、暫定的変更を編入している。
2. 国防総省訓令 (DODI) 3020.41、「米軍に随伴する許可が与えられた企業派遣要員」、2005年10月3日
3. DODI 5525.11、「米国領域外の軍隊によって雇用され又は随伴する軍属、若干の役務要員及び以前役務要員だった者に対する刑事管轄権」、2005年3月3日
4. 『軍隊に随伴する陸軍契約企業 (CAF) (別称、戦場での契約企業) ガイドブック』陸軍次官補代理下にある調達・産業基盤政策室 (政策及び調達担当)、2003年9月、<http://www.afsc.army.mil/gc/files/CAF%20Guidebook.doc>, (以下『Guidebook』と称す)
5. 戦場での野戦軍支援司令部 (AFSC) 契約企業のウェブページ <http://www.afsc.army.mil/gc/battle2.asp> (CCP 関連の陸軍規則、野戦教範、統合発刊物、国防総省の指令・訓令・規則、陸軍省冊子と政策メモ、兵站民間人支援強化計画 (LOGCAP) 契約と修正、そして軍地位協定へのリンクを含む)
6. 米陸軍資材司令部 (AMC)、不測事態契約及び戦場契約企業の政策、指針、教義その他関連情報、[http://webportal.saalt.army.mil/saal-zp/c\\_c/](http://webportal.saalt.army.mil/saal-zp/c_c/)

index.htm（不測事態契約に関する資料、展開、CCP、示唆されている契約条項、不測事態契約条項などへのリンクを含む）。

7. 国防取得デスクブック、作戦戦域での契約企業支援に関する補遺、2001年3月28日（<http://www.dsccp.dla.mil/contract/doc/contractor.doc>）
8. 陸軍規則（AR）715-9、軍に随伴する契約企業、1999年10月29日；AR700-137、兵站民間人支援強化計画（LOGCAP）、1985年12月16日
9. 補足的参照については、第9章以下を見よ。

## I. 序説

国防総省は、軍事力の限界及び必要なスキルの欠如という理由から、海外に展開している米軍に広範な業務を提供するために契約企業を活用する。契約企業が展開する軍隊に提供する業務タイプの中に、通信業務、通訳、基地運営業務、兵器システムのメンテナンス、ゲイト及び周辺の警備、諜報分析、他の契約企業に対する監視が含まれる。軍は、幾つかの理由で展開部隊を支援するために契約企業を活用する。一つの理由は、ボスニアやコソボといった幾つかの展開地域では、統括部が、ある時点で当該国家に展開できる米軍要員の数を制限していることである。軍の上限として知られているこれらの制限が適切である場合、兵士が戦闘能力を持って活動が行えるようにするために、契約企業が兵士に取って代わる。国防総省が契約企業を活用する第二の理由は、必要なスキルの要求が軍の中で応じられないか又は限られた数でしか利用できなくて、そして、他の不測事態用に展開するために利用できるようにする必要があるからである。…最後に、国防総省が契約企業を利用するのは、不足するスキルを保持し、将来の展開のためにそれらを利用できるように確保するためである。「軍事作戦：契約企業は、展開部隊に死活的な業務を提供するけれども、国防総省計画には適切に組み込まれていない。GAO-03-695、第2頁」

## II. 定義

- A. 不測事態契約企業派遣要員（CCP） CCPとは、国防総省の契約の

下においてすべての段階の国防関連の契約企業並びに国防関連の契約企業及びその下請け企業の従業員であって、当該契約下で米軍に随伴する許可が与えられた米国民、合法在留外国人（legal aliens）、第三国民（third country national, TCN）及び受入国（host nation, HN）民を含む。これには、外部支援企業、システム支援企業及び戦域支援企業の従業員が含まれる。当該要員は、ジュネーブ諸条約下の適切な身分証明書が発給される。

DODI 3020.41, para. E2.1.3.

B. 軍隊に随伴して展開する契約企業（Contractors Deploying with the Force, CDF）これは、特別な展開、再展開、説明義務の必要事項及び責任に従う CCP の重要な下位分類である。すべての段階のシステム支援企業や外部支援企業及び関連の下請け企業の従業員で、展開センター又は展開過程を通じて展開し、不測事態作戦その他軍事作戦で米軍部隊に支援を提供することが当該契約の中で特に許可された者である。CDF は、現地調達（たとえば、日雇い労務者）を活用する戦域で雇われた第三国民や現地の国民を含まない。DODI 3020.41, para. E2.1.4. 「外部支援企業」の定義参照。

C. 国防関連の契約企業 これは、サービス、軍隊生活用品又は建築を提供するために国防総省と直接契約を締結する個人、会社、企業、組合、企業連合又はその他連邦政府に関連しない法的団体である。ほとんどの場合、国防総省と契約を締結している外国政府、外国政府の代理人又は外国政府が完全に所有している外国企業は、国防関連の契約企業ではない。

DODI 3020.41, para. E2.1.5

D. 主要な契約企業サービス これは、米国の動員及び戦時任務にとって最も重要と考えられている軍事任務を援護して死活的なシステムを支援するために、契約下の会社又は個人が国防総省に提供するサービスのことである。契約において指定される当該サービスが主要であるのは、国防総省の諸機関が直接これらのサービスを遂行する軍人又は国防総省の文官を保有していないかもしれないか、又は防衛システム若しくは運用の実効性が深刻に阻害されるかもしれないし、そしてこれらのサービスが即座に利

用可能ではない場合にその中断が受け容れがたいからである。外部支援契約及びシステム支援契約のほとんどの支援は、戦域支援契約下の幾つかの支援と同様に、この分類に該当する。DODI 3020.41, para. E2.1.6.

E. 統合受入れセンター (Joint Reception Center) これは、作戦地域に設けられるセンター (統合軍の指揮官によって指示されているように) であって、軍人及び軍属個人の増強要員が作戦地域に到着した際に、その受入れ、説明義務、訓練、コンピュータ処理する責任を有する。それは、また増強要員が、作戦地域から出発すれば、通常はコンピュータから除外処理されるセンターでもある。DODI 3020.41, para. E2.1.10.

F. 現地調達 現地又は土着の資源から人員、サービス、補給品及び設備を取得する過程。DODI 3020.41, para. E2.1.11.

G. 国防総省連邦調達規則付属書 (DOD Federal Acquisition Regulation Supplement, DFARS) 条項は、契約企業派遣要員が不測事態作戦、人道作戦又は平和維持作戦、その他軍事作戦又は戦闘指揮官が指定した軍事演習で米国外に展開する米国軍に随伴することが許可されている場合に、適用される。DFARS 252.225-7040(b)(1).

1. 不測事態作戦. これは、軍隊構成員が米国の敵又は対抗する軍隊に対して軍事行動、作戦、又は敵対関係に関与しているか又はするかもしれない作戦として国防長官が指定する軍事作戦である。若しくは、選択的に、結果として、軍隊構成員の実任務の要請、命令又は保持となる軍事作戦である。10 U.S.C. 101(a)(13).
2. 他の軍事作戦. 割り当てられた任務を完遂するために企画することができる軍隊の対処領域。これらには、例えば、民生活動、人道支援、民政、軍隊駐留、心理作戦、隔離、封鎖、急襲、干渉、国際犯罪活動に対抗し又は国内暴動を鎮圧するための合法政府当局への支援が含まれる。DFARS 252.225-7040(a).

H. 不測事態契約企業派遣要員 (CCP) に関わる契約のタイプ CCP 契約は、三つの分類に区分できる。各分類には、異なる規則集が適用されることがあり、また、契約担当官が位置する場所を示すこともある。



## 1. 外部支援

a. 契約 不測事態作戦地域の外にある支援本部が裁定し、展開した作戦部隊に支援を提供する契約。これらの契約は、通常、事前調整されているが、しかし、指揮官の要望に基づく任務の最中に、裁定され又は修正されることもある。具体例として、兵站民間人支援強化計画（LOGCAP）、空軍契約拡大計画（AFACP）、海軍建設能力契約、民間予備役航空輸送隊契約、戦争備蓄資材契約が含まれる。外部支援契約下の支援は、しばしば契約の下で「主要契約企業サービス」として称される。DODI 3020.41, para. E2.1.7.

b. 契約企業 これは、展開している作戦部隊を支援するために主として作戦地域の外から雇われた外部支援契約の下での契約企業要員である。外部支援の契約企業には、主要外部支援契約の下請け契約関係の下で雇われた第三国民や領域国民が含まれる。これら第三国民及び領域国民の下請け企業要員は、展開センター又は展開過程を通じて展開することができないかもしれないけれども、それらは統合契約企業データベースの目的のために軍隊に随伴して展開する契約企業（CDF）とみなされ、主要外部支援契約企業は、利用可能な従業員データが統合契約企業データベースに反映されているように確保するものとする。システム支援契約企業、戦域支援契約企業も参照せよ。DODI 3020.41, para.E2.1.8.

## 2. システム支援.

a. 契約 これは、展開している作戦部隊を支援するために、国防関係機関計画管理官又は不測事態作戦外の構成司令部が裁定するものである。それらは、軍事作戦の全範囲にわたり、システムの寿命サイクル（中心的兵器システム、指揮統制のインフラ及び通信システムの子備の部品やメンテナンスを含む）を通して特殊なシステムに基盤的支援を提供する。システム支援契

約の下での支援は、しばしば契約の下で「主要契約企業サービス」と称される。DODI 3020.41, para.E2.1.15.

- b. 契約企業 システム支援契約下の契約企業要員は、通常、高度な技術的専門知識を有しており、特殊な軍事システムを支援するために雇われている。外部支援契約企業、戦域支援契約企業も参照せよ。DODI 3020.41, para.E2.1.16.

### 3. 戦域支援.

- a. 契約 これは、不測事態作戦地域内で展開している作戦部隊を支援するために裁定されるものである。展開部隊と行動を共にする軍契約担当官は、戦域部隊、構成部隊又は統合軍司令部の契約主任という契約当局の下で作業を行い、通常、これらの契約を裁定し執行する。戦域支援契約は、作戦指揮官の即時の要求を満たすために、物品、役務、及び小規模な建設を、通常は地域の納入業者の拠点から提供する。これら契約のほとんどは、主要契約企業サービスを提供しない。しかしながら、燃料及び輸送支援のような例外がある。DODI 3020.41, para.E2.1.17.
- b. 契約企業 戦域支援契約下の契約企業従業員は、特殊な作戦領域で雇われ、そこで活動している。外部支援契約企業、システム支援契約企業も参照せよ。DODI 3020.41, para.E2.1.18.

## Ⅲ. 法的地位

A. 国際法 契約企業は、「軍に随伴する軍属」として軍事作戦を支援することができる。契約企業は、彼らが随伴する軍隊によってそのようなものとして指定されなければならないし、ジュネーブ諸条約の下での適切な身分証明書（IDカード）を発給されなければならない。DODI 3020.41, para.6.1.1.

- 1. 不測事態企業派遣要員（CCP）は、武力紛争中に捕獲された場合には、捕虜の地位を得る権利がある。
- 2. CCP は、例えば、通信支援、弾薬その他補給品の輸送、軍事設

備のメンテナンス実施及びその他の兵站業務を提供することなど間接的参加を通じて、作戦を支援することができる。AR 715-9, para.3-3(d)。「敵対関係に従事する」CCPは、戦闘員として取り扱われる（そして、標的などにされる）危険性がある。更に、彼らは「特権のない交戦者」（そして戦争犯罪人）として取り扱われる危険性がある。Vernon, “Battlefield Contractors: facing Tough Issues”, 33 *Pub. Cont. L.J.* 369 (Winter 2004) at 404-421.

3. CCPの武装化及びCCPによる保安業務の履行は、第6節において記述されている。
4. 不測事態作戦でCCPが履行すべき各業務は、適用可能な法規則の遵守を確保するために支援法務室と協議して、事例ごとに見直されるものとする。

B. 受入国法及び第三国法. 国際協定に従って、CCPは、受入国法及び自国法（第三国法）に従う。

1. 軍地位協定 (SOFAs) 軍地位協定は、二国政府間の国際協定で様々な特権、免除及び責任を規定し、展開部隊の個別構成員の権利及び責任を列挙している。米国は、すべての国家と軍地位協定を締結しているわけではないし、幾つかの軍地位協定はすべての不測事態を適切に対象としているわけではない。そのように、CCP及び兵士は、地域の政府によって異なる取り扱いを受ける可能性がある。Guidebook, Topic 15.
  - a. CCPの地位は、もしあるとすれば、展開時に米国と展開国との間に適用可能な軍地位協定の特殊条項に依拠するであろう。
  - b. CCPは、彼らが展開している受入国の刑事及び／又は民事の管轄権に従うこともあれば、そうでない場合もある。AR 715-9, para.3-1(g).
  - c. 国際協定（例えば、軍地位協定）がCCPの地位を規定していない場合には、契約企業は、その従業員が当該国家に入域することができないかもしれないので、役割を果たすことができない

いか、又は契約企業は、現地の法及び課税政策に従って外国企業として取り扱われることがある。AR 715-9, para.3-1 (g).

- d. 北大西洋条約機構 (NATO) 軍地位協定は、米国及び世界中の受入国との間の二国間及び多国間の軍地位協定のモデルとして一般的に受け入れられている。
- e. NATO 軍地位協定は、派遣国要員の一般的分類を規定している。1) 「軍」の構成員、すなわち、派遣国の軍隊構成員、2) 「軍属構成」要員、すなわち、派遣国の軍属従業員、3) 「被扶養者」、すなわち、扶養のために彼らに依存している軍隊構成員又は軍属構成員の配偶者若しくは子供。
- f. NATO 軍地位協定の一般的に受け入れられた見解では、契約企業の従業員は、軍属構成員とみなされない。従って、軍地位協定の地位に関連する権利及び免除を契約企業の従業員に付与するために、特別な技術取極又は国際協定が一般的に締結されなければならない。
- g. 国務省が相手として軍地位協定を交渉することができる機能中の政府がまったく存在しない場合には、契約立案者は、当該国家内で契約企業の活用を組織する際に、戦闘指揮官の政策及び訓令に従わなければならない。
- h. 軍地位協定と雇用者の契約との間で矛盾が生じた場合には、軍地位協定の文言が優先される。
- i. 以下のウェブサイトは、米国が特定国家と軍地位協定を締結するか否かを決定するのに役立つかもしれない。 <http://www.jagcnet.army.mil> (CLAMO section); <http://aflsa.jag.af.mil/INTERNATIONAL> (サイトは、FLITE の登録とパスワードが必要である); <http://www.state.gov> (このウェブページには、各国の研究、すなわち要員が展開している国家について手軽に学べる方法が含まれている)。

2. CCP は、自国の法になお服している。米国法の適用は、以下の

第7節で議論される。

C. イラク：連合国暫定当局（CPA）、連合契約企業、下請け企業及びそれらの従業員。

1. 刑事上、民事上及び行政上の管轄権。契約企業及び下請け企業の連合要員は、通常イラク内に駐在していないが、契約条件に従って取られる行動についてそれらの母国の排他的管轄権に服している。これら CCP は、イラクの刑事管轄権に服さない。連合国暫定当局命令第17号第4項（<http://www.cpa-iraq.org/regulations> 参照）。
2. 免許、従業員の登録、取引法及び会社法、公務上の能力で実施された行為、公務上の能力で実施されなかった行為。連合契約企業、その下請け企業及びその全従業員は、通常、イラク内に駐在していないが、連合国暫定当局（CPA）との関連でそれらの契約の期間及び条件に関する事項についてイラクの管轄権に服さない。連合国暫定当局命令第17号第16項（<http://www.cpa-iraq.org/regulations> 参照）。
3. イラクにおける契約企業に対する賠償請求。CPAにより雇われた個人に対する財産の喪失、財産の損害、個人の負傷、発症及び死亡についての賠償請求は、母国に付託されそこで処理される。連合国暫定当局命令第17号第18項（<http://www.cpa-iraq.org/regulations> 参照）。

#### IV. 行政上の追跡可能性及び処理

A. 総論 戦闘指揮官は、その構成指揮官からの支援を受けて、その担任地域内の全体的な契約企業の見渡しに責任がある。追跡可能性の必要事項は、軍隊に随伴して展開する契約企業（CDF）に適用される。他の不測事態企業派遣要員（CCP）の追跡可能性は、より下位の指揮レベルに委ねられている。実際、CDF 及びすべての CCP の双方の追跡可能性は、あらゆるレベルでの指揮の作業と調整が必要である。

B. 統合契約企業データベース 国防次官（人事動員担当）は、国防次官（調達、技術、兵站担当）と調整して、すべての外部支援契約及びシステム支援契約についての CDF 要員及び契約能力情報の中央集積所として統合のウェブベースのデータベースを選定し、開発するものとする。

1. データベースによって、すべての CDF の氏名による追跡可能性が提示される。
2. データベースは、最小限の契約情報、例えば契約番号、契約企業、契約事務所、保証人となっている軍部隊の窓口情報及び契約下で提供されるべきサービス又は能力の要約が含まれるか、又はリンクしている。
3. 国防関係機関は、CDF が不測事態作戦又は他の軍事作戦を支援する潜在能力がある場合に、外部支援契約及びシステム支援契約すべてにおいて統合データベースが選定され、その活用が必要とされるように確保しなければならない。
4. 同期事前展開運用追跡装置（Synchronized Predeployment and Operation Tracker, SPOT）が、DODI 3020.41が要求するようなすべての CDF 要員及び契約能力に関する情報の中央集積所として役立つためのデータベースとして選定された。SPOT についての質問は、SPOT グループのアドレス SPOT@mail.monmouth.army.mil. に問い合わせるべきである。SPOT Guidebook も、このアドレスからの要請で利用可能である。
5. CIVTRACKS（軍属追跡システム）は、軍属要員の追跡のために使われた以前のシステムであって、まだ使われることがあるかもしれない。CIVTRACKS は、また指揮官が作戦の戦域で軍属（例えば、契約企業の従業員、政府の軍属、赤十字など）を追跡しその追跡を維持することができるウェブベースの追跡システムである。CIVTRACKS は、各個人がインターネットを介して、その氏名、勤務地、電話番号、地位などをコンピュータプログラムに記入するよう要求している。CIVTRACKS は、軍属がコンピュータ

スキャナーを介して共通アクセスカード（CAC）の通過で自分のデータを入力することができるように将来、修正するかもしれない。陸軍省、参謀次長 G-1の覚書、2002年5月31日付。Guidebook Topic 17.

### C. 契約企業の責任

1. 追跡可能性 外部支援及びシステム支援の契約企業は、従業員のデータを入力し、契約に規定された統合データベースにおけるCDFの氏名による追跡可能性を維持しなければならない。これらの契約企業は、その従業員の一般的な所在地を認識しておく責任があり、データベースが常に更新されているように維持しなければならない。
2. 個人的な必要事項
  - a. 健康 契約企業は、健康上及び身体上適任のCCPを提供する責任がある。健康上又は歯科の理由により展開手続きの最中に展開することが不適切と思われる如何なるCDFも、軍隊と共に展開することが許可されないだろう。国防長官は、CDFに強制的予防接種を指示することができる。契約は、CDFが健康、歯科及びDNAの証明書の標本を提示し、健康・歯科記録が利用可能であると明記しなければならない。
  - b. 契約担当官は、契約企業が実施する展開手続きを承認することができる。契約担当官は、契約企業が実施する展開手続きのために国防関連機関からの承認を調整し取得する。DODI 3020.41, para.6.2.7.11.

D. 米本土補充兵センター（CRCs）及び個人展開サイト（IDS）すべてのCDFは、不測事態作戦に展開する前に契約に指定された展開センターに報告する。DODI 3020.41, para.6.2.7.1、DFARS 252.225-7040(f)。展開センターでの行動には、以下のものが含まれる。

1. 統合データベースの追跡情報を有効なものにする。保安背景検査の完了、必要な運転免許証、外交旅券、査証、近親緊急データカ

ードの保有を検証する。

2. 適切な身分証明書を発行し、有効なものとする。
3. 適切な政府提供の装備品を配給する。
4. 健康／歯科検診及び必要な予防接種を提供する。検診は、HIV 検査、展開の事前事後の評価、歯科検診及び結核皮膚検査を含むだろう。軍医は、契約従業員が作戦地域に展開されるのに適任か否かを決定し、例えば、年齢、健康状態、仕事の種類、薬物治療、事後ケアの必要事項といった諸要素を考慮するだろう。FM3-100.21, para.3-39. 更に参照、DFARS252.225-7040(f).
5. 必要な訓練（例えば、戦争法、被抑留者の取扱い、ジュネーヴ諸条約、一般命令、行動標準、武力防護、核／生物／化学、など）を有効なものとし、完成させる。
6. すべての CDF は、展開処理証明書（認可状又は別の証明書において注釈された）を受け、この証明書を統合補充兵センター（Joint Replacement Center, JRC）にもっていき、常時それを携帯しなければならない。
7. 適用除外 30日未満の展開について、戦闘指揮官は、展開センターを通じて処理することを含めて、正式な展開処理要件の幾つかを適用除外することができる。適用除外不可の要件として、固有の身分証明書の所持、適切な追跡可能性、健康要件（健康上適格者の事前承認がなければ）が含まれる。適用除外される CDF は、常時、適用除外の証明書を携帯しなければならない。  
DODI3020.41, para.6.2.7.2.

E. 統合補充兵センター（JRC）. CDF は、展開地域への到着を統合補充兵センターを通じて手続きする。統合補充兵センターは、個人の追跡可能性を有効なものとし、戦域に特有な必要事項が満たされるように確保し、CDF に対して戦域特有の政策及び手続きについて説明する。DODI 3020.41, para.6.3.1 : DFARS 252.225-7040(f).

F. 保証人となる陸軍 米陸軍が保証人となる作戦地域にいるすべての



契約企業従業員が、監督及び追跡可能性を維持するために軍部隊に指定されなければならない。AR715-9, para.2-1 (a).

## V. 兵站支援

A. 政策 一般的に契約企業は、それ自身の兵站支援及びその従業員のための兵站支援を供給する責任がある。当該支援の供給が基本的な契約企業のサービスの継続を確保するために必要であり、適切な支援が他の源から契約企業によって獲得できないと指揮官又は契約担当官が決定した場合のときにしか、兵站支援は国防総省によって供給されない。DODI3020.41, para.4.3 ; DFARS 225.7402-3 ; AR715-9, para. 3-1 (i). 契約事務所は、CCPのために利用可能となる兵站支援及び作戦支援を検証するよう要求される。手続の案内及び情報 (PGI) 225.74.

B. 認可状 (Letter of Authorization, LOA) DODI3020.41, para.6.2.7.4.

1. 認可状は、すべての CDF について契約担当官又は被指定者によって発行され、展開センターを通じて作戦地域へ／から／内での移動を処理することが必要となり、各契約企業の従業員が資格として保有する特権及び政府支援を詳述する。DFARS PGI 225.74 は、認可状の見本を提示している。
2. 認可状は、最低限、契約番号、契約担当官のための緊急時連絡情報、契約企業の窓口のための緊急時連絡情報、及び保証人となり戦域で支援を受ける部隊のための連絡情報を規定しなければならない。
3. すべての CDF は、常時、認可状を携帯しなければならない。認可状は、氏名によって CDF を識別する。
4. 認可状は、責任地域 (AOR) 内での任命の予定期間を述べ、政府の施設、装備及び CDF が権利として使うことができる特権を確認しなければならない。

C. 個別の防護装備品 一般的に、契約企業がその従業員に対するすべての生存上、任務上及び行政上の支援を提供する責任を負う。政府が、防

防護装備を提供することが自己の利益になると決定すれば、支援のレベルが契約の中に記述されなければならない。契約は、どこで／いつ装備が提供されるか、どこで／いつそれが返納されるか、そしてそれが償還ベースで提供されるか否かを指定すべきである。DODI3020.41, para.6.2.7.6. 配給された防護装備を着用するか否かの契約企業要員の決定は、自発的なものである。しかしながら、戦闘指揮官、隷下の統合軍 (JDC) 及び／又は陸軍部隊 (ARFOR) の指揮官は、契約企業従業員に化学、生物及び放射性物質 (CBRE) 及び広範囲爆発の防護装備を着用するように要求することができる。Guidebook, Topic 6.

D. 被服 一般的に、指揮官は、CCP に軍服を配給しないし、CCP が軍の制服又は軍の制服のように見える被服を着用することも認めることもしない。AR 715-9, para.3-3(e). 個々人の CCP は、自らの被服の供給に責任を負う。戦闘指揮官は、若干の CCP に軍服を作战上の理由から着用することを認めることができる。この認可は、書面で行われ、常時、それに従う CCP によって携帯されるものとする。CCP が軍人と区別可能であるように確保するために注意を払わなければならない。DODI3020.41, para.6.2.7.7.

E. 政府配給の装備品 (契約の履行に必要な防護装備、被服又は他の装備品を含むことができる)。

1. 契約は、契約企業が保管、維持、追跡及び政府配給財産の通常検閲の実施について責任を負うと明記しなければならない。契約は、また訓練についても契約企業の責任を明記し、政府配給財産の追跡のための手続きを明記しなければならない。AR700-137; AR715-9, para. 3-1(j); Guidebook, Topic 6.
2. 契約企業従業員は、すべて配給された物品の維持に責任を負い、移動時にそれらを配給者に返還しなければならない。DFARS 252.225-7040(i). 配給の被服及び／又は装備が紛失し若しくは過失により破損した場合に、調査報告が AR735-5, Chapters 13 and 14に従って開始される。調査官の事実認定に従って、政府は契

約企業から弁済を要求するかもしれない。AR700-137.Guidebook  
Topic 6.

F. 法的支援 一般的に、CCP は、戦域において又は展開センターで、個人的な法的問題に関して軍の法的支援を受ける資格がない。CCP は、認可状を携帯し、権利を示すために法務担当室にそれを提示すべきであり、その認可状の中に許可が含まれるべきである。DODI3020.41, para. 6.2.7.10; AR27-3, para. 2-5a(7).

1. 契約上の義務 契約の特定期間は、政府が法的サービスを提供する義務があるか否かを検証するために再検討されなければならない。AR27-3, para.2-5a(7). 主任法務官 (SJAs) は、当該契約が再検討され再交渉される時には、常に法的支援を契約上の義務から削除するように勧告すべきである。AR27-3, para.2-5a(7).
2. 契約上で法的支援を提供するよう義務付けられているならば、以下の制限が適用される。
  - a. 法的支援が海外に提供されるとすれば、それは適用可能な国際協定に従い、何らかの方法で受入国政府によって承認されなければならない。AR27-3, para. 2-5.
  - b. 法的支援は、代理業務（例えば、公証人業務）、法律相談（法律書簡及び法律文書の審査及び審議を含めて）、法律文書の準備（委任状及び高等医療指令に限る）並びに民間法律家を雇うことの援助に限られる。AR27-3, poara. 2-5.
  - c. 注：契約企業従業員の地位は、当該人物が法的支援サービスの許可された受益者、すなわち別な方法で法的支援サービスを許可された退職者又は家族構成員であるか否かに関連しない。

#### G. 身分証明書

1. CCP は、以下の3つの異なる形態の識別のうち一つ又は2以上のものを受領する。
  - a. 共通アクセスカード (CAC) 施設の出入り及び軍、政府文官及び／又は軍の家族に付与された特権の利用のために必要であ

る。CDF には、CAC が発給される。Guidebook, Topic 4.

- b. 国防総省書式 489 (軍隊に随伴する者のためのジュネーブ諸条約身分証明書) は、米軍に随伴する契約企業の従業員としてその地位を識別する。作戦の戦域内にいる時は、常時携帯しなければならない。捕虜待遇に関するジュネーブ条約第 4 条 4 項に従えば、捕獲された場合、軍に随伴する契約企業は、捕虜資格がある。Guidebook, Topic 4. (地位についての議論を以下参照)。
- c. 個人の認識票 認識票に、以下の情報が含まれる。氏名、社会保障番号、血液型、宗教上の好み。これらの認識票は、作戦の戦域内にいる時には、常時着用すべきである。Guidebook, Topic 4.

2. 加えて、他の識別カードや記章などは、作戦によって発給されることがある。例えば、米軍が国連又は多国籍の平和維持作戦に参加した場合には、契約企業の従業員は、国連軍又は多国籍軍との関連性を立証する識別の品目を携帯するよう要求されることがある。

3. もし契約企業が展開のために CDF の書類を処理する場合に、CDF が展開前に必要な識別を受けるように確保することが、契約企業の責任である。

H. 健康及び歯科の管理 一般的に、国防総省は、レベル 3 の軍治療施設で蘇生看護、安定化、入院及び死亡、肢体損傷又は視力喪失が生じる緊急事態に患者移送の支援を提供することができる。DODI 3020.41, para.

#### 6.3.8.

- 1. 治療及び移送にかかるすべての経費は、政府に返済される。
- 2. 蘇生看護. 生命や肢体に危険な負傷の積極的な施術。緊急事態の例として、処方箋/終身依存薬剤の補充、骨折、歯の破損が含まれる。
- 3. 初期看護. 初期の健康又は歯科の看護は、許可されないし、契約

及び対応する認可状の条件で特に許可されない限り、提供されない。

4. 長期看護. 長期看護は、提供されない。

I. 撤退、近親者（NOK）への通知、身柄の回復、遺体安置所の問題.

1. 撤退 政府は、戦闘指揮官が強制的撤退を命令したならば、可能な範囲内で米国民及び第三国民の CCP に支援を提供する。

DFARS 252.225-7040(m).

2. 近親者への通知 契約企業は、従業員が死亡し、負傷のため避難が必要となり、孤立し、行方不明となり、抑留され、捕獲され又は誘拐された場合に、従業員の指定した近親者への通知の責任を負う。DFARS 252.225-7040(n).

3. 政府は、DODD2310.2「身柄の回復」に従って、CCP が孤立、行方不明、抑留、捕獲又は誘拐された場合に、支援する。DFARS 252.225-7040(n).

4. 遺体安置所の問題 遺体安置所の問題は、DODD 1300.22「遺体安置所の問題」に従って処理される。

J. 車両及び装備の運用 展開した契約企業従業員は、米軍、政府所有又は借上げの装備、例えば発電機や車両を運用するように要求又は要請されることがある。契約企業要員は、また展開している国家のために地方の免許証、たとえばドイツの運転免許証を取得するよう要求されることもある。DFARS 252.225-7040(k), Guidebook, Topic 8.

1. 契約企業所有／借上げの車両は、戦闘指揮官の設定したすべての要求事項を満たし、安全な運転状態に維持しておかなければいけない。Guidebook, Topic 8.

2. 軍所有又は借上げの車両を運転する場合、契約企業従業員は国家、領域、市及び／又は展開しているキャンプ地の地域的な法規則になお規律されている。交通事故又は交通違反は、通常、地方の法律、軍地位協定及び／又は戦闘指揮官指針に従って処理される。

3. 契約企業従業員が軍地位協定の下で特殊な地位を享受していなければ、その場合、当該人物は刑事及び／又は民事の責任に服することになる。それ故、従業員又は契約企業は、政府や軍の車両及び装備の不注意運転若しくは危険運転から生じる損害の責任を負うこともある。

K. 士気、福利厚生及びリクリエーション (MWR) 支援 CCP は、駐屯地又は戦闘指揮官の自由裁量及び契約条件に従って、幾つかの又はすべての MWR 施設及び活動を利用できる資格が付与されることがある。AR 215-1, Ch. 6. 米国市民で契約企業従業員は、陸軍/空軍販売部 (AAFES) 施設の使用の資格が認められることがある。これら施設の利用は、当該駐屯地又は戦闘指揮官の自由裁量、政府との契約条件及び適用可能な軍地位協定の文言に基づく。AR60-20, Ch.2.

L. 軍事郵便サービス (MPS) 米国市民で契約企業従業員及び随伴の家族は、米国郵便サービスがまったく利用できない場合にのみ MPS を利用する資格があり、米国政府と契約企業との契約は MPS の利用から契約企業の従業員を排除していない。契約企業の従業員が MPS を使用することを許可する契約条項は、MPS 機関によって審査され、承認されなければならない。

M. 米国赤十字 (ARC) サービス 緊急時家族連絡及び死者航空運賃の指針のような米国赤十字サービスは、作戦地域での CDF には利用できる。

N. 家族待機グループ CDF 要員は、自分自身の家族待機グループを形成するよう奨励されており、CDF が随伴する軍部隊の家族待機グループに自分の家族を関連付けるか否かを決定するために、支援を受ける部隊の指導者と調整することができる。

O. 宗教上の支援 CDF は、陸軍の従軍牧師の宗教上の支援を受ける資格がある。陸軍は、CDF による宗教儀式を自由に行う権利を制限することができる。紛争の場所及び性格によってこれらの限界が決定される。AR715-9, para.2-1(b).

P. 人質時の援助 国務長官が、米国民又は在留外国人が米国政府による「敵対的行動」の結果として「監禁の身分」にあると宣言した時には、CDF 要員及びその家族は、広範な便益を受ける資格がある。潜在的な便益として、全額の賃金及び給付の継続、軍人の民事救済法 (Civil Relief Act) 下での救済の選択、身体的・精神的健康管理の処置、未婚の被監禁者の配偶者又は扶養家族への教育給付金、死亡給付金が含まれる。有資格者は、便益を受けるために国務長官に請願しなければならない。これら便益を請求する責任は、契約企業の従業員、従業員の家族構成員又は契約企業にある。

## VI. 安全保障、兵器及び武力行使

A. 安全保障 国防総省の政策とは、十分な又は正統な民生当局がなく、契約企業が有効な安全保障のサービスを確保することができず、当該サービスが合理的な費用で利用することができず、又は脅威の事態から軍事手段を用いての安全保障が必要とされていることから、指揮官が安全保障を提供することが当該政府の利益になると決定する、そういった地域にいる CCP の保護計画を開発することである。DODI 3020.41, para. 4.4 ; DFARS 252.225-7040(c).

1. 契約担当官は、契約に CCP に提供される保護レベルを含める。
  2. 適切な場合には、戦闘指揮官は、国防総省文官職員に提供される安全保障のレベルに比例した軍事手段を用いての安全保障を提供することができる。
  3. すべての CCP は、戦闘指揮官及び地域の指揮官の部隊による適用可能な保護政策に従うものとする。DODI 3020.41, para. 6.3.4.
- B. 自衛のための CCP の武装化 DODI 3020.41, para. 6.3.4.1, 6.3.4.2.
1. 適用可能な米国法、受入国法、国際法、関連国際協定及び／又は事例ごとによる国家政策若しくは司令部政策に従って、戦闘指揮官（又は将官クラスの被指定者）は、個人自衛のために CCP の武装化を許可することができる。

2. CCPによる兵器の受領は、任意であって、契約企業及び契約によって許可されていなければならない。
3. 政府は、兵器訓練及び武力行使の規則に関するブリーフィングを提供し又は確保しなければならない。
4. 契約企業は、従業員が米国法の下で火器の保有を禁止されていないことを確保しなければならない（ローテンバーグ修正、18 U.S.C. 922(d)(9)）。
5. 受入国の管轄権から免除されなければ、CCPは、不適切な武力行使により米国又は受入国の訴追及び民事責任に服することになるかもしれないことが助言されなければならない。
6. CCPの武装化に関するすべての申請は、事例ごとに戦闘指揮官付主任法務官によって審査されるものとする。

C. 保安業務 適用可能な米国法、受入国法、国際法、国際協定及びDODI 3020.41と両立しているならば、防衛関連契約企業は、「独自の軍事機能以外」のために保安業務を提供することが許可されることがある。保安業務の契約は、主たる戦闘作戦が行われているか又は急迫しているような不測事態作戦において慎重に取り扱われなければならない。DODI 3020.41, para. 6.3.5.

1. 軍事施設を防護するために契約企業保安要員を特別に活用することが許されるか否かは、事実関係にもよるし、作戦の性格、紛争のタイプ及び事例ごとの決定を考慮した法的分析が必要である。
2. 保安業務を提供するためにCCPの武装化を許可するようにとの要請は、戦闘指揮官付主任法務官によって審査されなければならない。その要請は、その場合、戦闘指揮官又は将官クラスと特に確認された被指定者によって承認されるか又は拒否されるかである。DODI 3020.41, para. 6.3.5.1.
3. 主たる戦闘作戦が継続中か又は急迫しているならば、契約保安業務は、戦闘指揮官（委任不可）が特に許可する以外は、米国又は連合国の軍事補給経路、軍事施設、軍人又は軍の財産を防護する



ために使用されない。DODI 3020.41, para. 6.3.5.2.

4. 保安業務を提供するために CCP の武装化を許可するようにとの要請には、次のことが含まれる。DODI 3020.41, para. 6.5.3.3.
  - a. 当該契約企業保安要員が活動する場所、予想される脅威、当該要員が防護しようとしているのはどのような非軍事財産又は非軍人なのかといった記述。
  - b. 契約企業保安要員が軍隊構成員によって迅速に識別される方法を含めて、危険の増加地域又は軍事作戦の計画若しくは継続中の地域の中で、契約企業保安要員の移動をどのように調整するかといった記述。
  - c. 敵対状況において適切な支援が契約企業保安要員に提供される方法を含めて、関連の脅威情報が契約企業保安要員と米軍の間でどのように共有されるかといった記述を含めるための通信計画。
  - d. 兵器の習熟を目的とする個別訓練、致死性武力の使用規則、他者の防衛が受入国法と両立しているか否かを含む武力行使に関する制限、軍事力に適用される交戦規則（ROE）と軍属による兵器使用を統制する致死性武力の使用に関して規定された規則との区分、及び武力紛争法それぞれの文書化。
  - e. 国防総省書式2760「火器・弾薬所持の資格付与」それは、裁判所において、重罪であれ軽罪であれ、家庭内暴力の罪で有罪判決によっても、個人が米国法下で兵器又は弾薬の所持が禁止されていないことを証明している。
  - f. 国防関係契約企業及び個別の契約企業保安要員による書面での容認。それは、契約企業保安要員及び当該組織の経歴及び資格の調査後に、当該人物が米国法下で火器の所持が禁止されていないことを証明する。
  - g. 国防関連契約企業及び個別の契約企業保安要員による書面での容認。それは、潜在的な民事・刑事責任が兵器使用に関する米

国法及び受入国法下で存在すること、武装化の許可の証明を携帯しなければならないこと、CCPは彼らが資格のある米国政府発行及び／又は承認の兵器・弾薬しか所持できないこと、契約企業保安要員が武力行使に関する制限をブリーフィングされ、それを理解していること、兵器・弾薬の所持の許可は確立された武力行使規則を遵守しなければ取り消されるかもしれないこと、である。

5. 要請の承認に関して、戦闘指揮官は、武装化が許可された者及び武力行使の制限を確認する書面での許可証を国防関係契約企業に対して発行する。

## Ⅶ. 指揮、統制及び規律

A. 総論 指図、監督及び規律を含む CCP の指揮及び統制は、軍人又は政府軍属従業員のそれとまったく異なっている。

1. 契約は、国防総省と契約企業との間の関係について主要な法的基礎である。契約は、契約企業が履行する期間及び条件を明記しなければならない。DODI 3020.41, para.6.1.4.
2. 本質的に行政関連の任務及び義務は、民間部門の作業から排除されている。DODI 3020.41, para. 6.1.5. 加えて、契約担当官は、本質的に行政任務と密接に関連している各任務の履行について契約する前に若干の決定をするように、規定上、要求されている。  
10 U.S.C. § 2383.
3. CCP は、指揮系統で軍人の直接的監督下にはない。AR 715-9, para. 3-2(f). CCP は、軍人又は政府軍属によって監督又は指示されない。AR 715-9, para. 3-3(b).
4. 契約担当官は、契約企業による履行の要求事項を実施させるための指定された連絡係である。契約担当官は、作業の契約範囲又は申告目的を増加、減少又は実質的に変更させる権限を持つ唯一の政府官僚である。AR 715-9, para. 3-2(e). 以下も参照、連邦調達

規則（FAR）Part 42, AR 700-137. 指定された主任契約担当官（COR）だけが、陸軍の要求事項を契約企業に通知し、契約と両立する契約企業の活動の優先順位をつけるものとする。AR 715-9, para. 3-2(f), 3-3(b).

5. CCP 要員は、軍人又は政府軍属を指揮、監督又は統制することができない。AR 715-9, para. 3-3(a), AR 715-9, AR 700-1237. 以下参照、連邦調達規則（FAR）37.104「個人的業務契約の禁止」。

## B. 命令及び政策

1. 一般規則上、CCP は、履行する契約の期間に従い、彼らの雇い主である契約企業に対して履行の責任を負う。指揮官は、CCP 又は国防関連契約企業との直接的な契約上の関係がない。DODI 3020.41, para.6.3.3.
2. CCP に関するすべての契約の中に、CCP に次のものに従うよう要求する条項が挿入されるべきである。米国法及び受入国法、適用可能な国際協定、適用可能な米国規則、指令、訓令、政策及び手続き、武器防護、保安、健康安全、又は地方国民との関係や交流に関連して戦闘指揮官が発する命令指令及び訓令。DFARS 252.225-7040(d), AR 715-9, para.3-2(h), DODI 3020.41, para. 6.3.3.
3. 指揮官および法律顧問は、CCP との相互交流が許可されていない関与及び欠陥防止法（ADA）違反に至るかもしれないことを認識しておかなければならない。契約担当官は、契約を変更する権限が与えられた唯一の政府官僚であるが、指揮官や主任契約担当官などを含む他の政府官僚による行動は、選択的な回復理論の下で政府を拘束するかもしれない。そのような行動は、その場合、許可されていない関与を構成し、欠陥防止法違反となる可能性がある（欠陥防止法違反は、結果として刑事責任を発生させるかもしれない）。
4. 緊急事態における契約変更（CCP への指図）
  - a. 国防総省連邦調達規則付属書（DFARS）。DFARS は、緊急事態

でさえ、契約担当官しか契約を変更できないという一般規則を維持している。DFARS 条項は、他の方法で許される変更に加えて、契約担当官が如何なる時でも政府提供の施設、設備、資材、サービス又は敷地に変更を加えることができることを認めていることで、標準的な変更条項の範囲を超えている。DFARS 252.225-7040(p).

- b. 国防総省訓令 (DODI). 訓令は、緊急事態 (例えば、敵若しくはテロリストの行動又は自然災害) では、先任の軍指揮官は、それらの行動によって CCP が本質的に行政上の責任を負う必要がない限り、彼らに法定上の行動を取るよう命令すると述べている。DODI 3020.41, para.6.3.3.

C. 規律 契約企業は、CCP を訓練する責任がある。指揮官は、CCP に対する懲戒処分を行う限定的な権限を有する。DODI 3020.41, para.6.3.3.

#### 1. 指揮官の選択肢

- a. 保全関連アクセスの取消し若しくは停止又は駐屯地若しくは施設への立入り制限。
- b. 契約担当官が個人の免職を命令するように要請すること。

2. 契約担当官の選択肢 契約担当官は、任務の完遂を危うくし若しくは邪魔するか又は契約の適用可能な必要事項を遵守せず若しくは侵害した CCP を、契約企業の犠牲の上で免職及び交代させるように、契約企業に命令することができる。契約企業は、そのように免職された CCP を交代させる方策を示す計画を整理して持っておかなければならない。DFARS 252.225-7040(h).

3. 刑事上の違反行為に関する特別管轄権は、国際協定の適用に服する。受入国法及び第三国法の適用は、第4節の上記で議論されている。

4. 2005会計年度のロナルド・W・レーガン国防権限法第1088節によって修正された2000年の軍事領域外管轄権法 (MEJA). 18 U.S.C. §§3261-3267.

- a. 背景 1950年代以降、軍は平時に海外で軍に随伴する軍属で刑事犯罪を行った者を軍法会議で訴追することを禁止している。多くの連邦刑事規程は、レイプ、強盗、夜盗及び児童の性的虐待を処罰する規程を含めて、域外適用を欠いている。加えて、多くの外国は、自国内で犯された犯罪、特に犠牲としての米国財産又他の米国人が絡む犯罪を訴追するのを辞退する。更に、海外で犯罪を行ったが、しかし犯罪が軍隊からの除隊前に発見され又は十分調査されていない軍隊構成員は、もはや軍法会議の管轄権に従わない。その結果、犯罪が処罰されないままの管轄権ギャップが起こる。DODD 5525.11, para. 2-4.
- b. 解決策 軍事領域外管轄権法は、連邦刑事管轄権を海外の軍属及び元軍事構成員に拡張することによって管轄権のギャップを埋めている。DODD 5525.11, para. 2-5.
- c. 対象とされた行為 (DODD 5525.11, para. 6.1.1)
- (1) 米国外で行われた行為。
  - (2) 米国の特別な海洋及び領域の管轄圏内で行われた場合、米国法下で犯罪となる行為。
  - (3) 1年以上の禁固刑に罰せられる行為。
- d. 対象とされる者には、以下の者が含まれる (DODD 5525.11, paras. 6.1.2-6.1.9)
- (1) 軍隊構成員で、少なくとも1人の被告人は統一軍事裁判法 (UCMJ) に服さないが、連邦法上の正式起訴状又は略式起訴状によって、1人又は2人以上の被告人と共に犯罪で告発された者。
  - (2) 実任務又は訓練のための非実任務でない時に、犯罪を行った予備役部隊構成員。
  - (3) 犯罪容疑の行為が行われた時には統一軍事裁判法に服していたが、現在もはやそれに服していない元軍隊構成員。
  - (4) 米国外で軍隊に雇われた軍属で、受入国の国民又は住民で

なく、当該雇用に関連して米国外にいる際に犯罪を行った者。当該軍属には、次の者が含まれる。

- (a) 厚生資金の諸機関（Nonappropriated Fund Instrumentalities, NAFIs）を含めて、国防総省により雇われた者。
  - (b) 如何なる層であれ下請け業者を含めて、国防総省の契約企業として雇われた業者。
  - (c) 如何なる層であれ下請け業者を含めて、国防総省の契約企業の従業員。
  - (d) 雇用が国防総省の海外任務を支援することに関連する範囲で、民間従業員、契約企業（如何なる階層であれ下請け業者を含む）、他の連邦機関の契約企業の民間従業員（如何なる階層であれ下請け業者を含む）、又は暫定当局。
- (5) 軍隊に随伴する軍属。
- (a) 上記の者の扶養家族で、
  - (b) 当該扶養家族が、米国外にいる時に犯罪を行ったとの容疑のある者と共に住み、受入国の国民又は元からの住民でない場合。指揮関連の保証は、軍事領域外管轄権法が適用されるのに必要とされない。
- (6) 軍事領域外管轄権法は、犯罪の行われた時に米国外に存在していたが、それが旅行者、学生としてだけであって、又は他の方法で米軍に随伴していない者には適用されない。
- (7) 外国の刑事管轄権 外国政府が、米国によって承認された管轄権に従って、ある者を訴追したか又は訴追しつつあるならば、米国は、司法長官又は副司法長官の承認がなければ、その者を同じ犯罪で訴追しない。
- (8) 第三国民が、軍事領域外管轄権法の上記の要件を満たし、そして、当該法が適用すべきか否かを問題にするほど米国との曖昧な関係を持つかもしれない。国務省は、第三国民の捜査や逮捕の可能性について通知されるべきである。

- e. DODD 5525.11には、捜査、逮捕、拘留、告知、略式手続き及び米国又は他国への身柄移送を含む、軍事領域外管轄権法の援用に必要な手続きに関する詳細な指針が含まれている。更に、多くの権限が戦闘指揮官に委任されており、そのような地域政策は調査され、追跡調査されなければならない。

## 5. 統一軍事裁判法 (UCMJ)

- a. CCP でもある退役軍人は、UCMJ に服する。UCMJ 第2条 a 項4の陸軍省の政策は、UCMJ に服する退役兵士は、通常でない事態が存在しなければ、軍法会議によって犯罪の審査を受けない。退役兵士に対する告訴を軍法会議に付託する前に、刑事法課から承認を得る。陸軍省本部・法務総監室・陸軍省法務官（刑事法担当）気付。AR27-10, para.5-2b(3).
- b. 少なくとも過去30年間当該法の下で、契約企業は、議会で宣言される戦争において UCMJ にしか服していなかった。その当時、議会で宣言された戦争がなかったため、契約企業要員に対する UCMJ の管轄権はまったく存在しなかった。
- c. 議会は、2007会計年度の国防許可法（National Defense Authorization Act, 2007 NDAA）において、UCMJ を改正した。2007 NDAA において、議会は、軍隊に随伴する軍属に対する UCMJ の管轄権を規定する第2条 a 項10を、「戦争時」から「宣言された戦争時又は不測事態作戦時」に変更した。これは、「イラクの自由作戦 (OIF)」/「不朽の自由作戦 (OEF)」において UCMJ に契約企業を従わせているように見える。この変更は、国防総省によってまだ実施されていない。
- d. 議会で宣言された戦争以下の場合に軍属に対して UCMJ の管轄権を拡張することに関するこの議会での試みが合憲か否かは、明らかではない。UCMJ の管轄権の拡張の事前の議会による試みは、複数の裁判所によって違憲として否定されている。

## VIII. CCP に関する他の事項

### A. 生活環境

1. 一般的に、政府によって規定されている場合には、CCP の生活環境、特権及び制限は、政府との契約が特別に若干の生活環境を命令し又は禁止しない限り、支援される部隊のそれと同等であろう。
2. 勤務期間 CCP の勤務期間は、契約企業並びに契約企業と政府との間の契約の期間や条件によって確定されている。緊急事態の待機に基づく請求事項は、もしあれば、契約の特別な期間及び条件として含まれるだろう。
3. 労働時間 契約企業は、労働時間に関する地域の法規則、労働組合の協定に従わなければならない。DFARS 252.222-7002. [8 時間法] (40 USC §§ 321-26) は、海外の地域には適用されない。連邦調達規則 (FAR) 22.103.1 は、地域の慣習、伝統又は法律によってより長い週の労働時間が確立しているならば、それを認めている。軍地位協定又はその他の地位協定は、労働時間又は週の労働時間問題に影響を与えることがある。

### B. 生命保険及び健康保険

1. 契約が他の方法で記述していない限り、陸軍は、規程上、契約企業従業員に健康及び／又は生命保険をかける義務はない。戦時展開を対象とする保険証券は、通常、商業ベースの保険業者から利用することができる。
2. 契約企業及びその従業員は、展開がその生命保険及び健康保険の証券にどのように影響を与えることがあるのかを確認し、展開が引き起こすかもしれない如何なる不都合も救済する責任を負う。

### C. 労働者の補償型給付

1. 政府契約で展開され労働している際に、「労働者補償」型保険プログラムが契約企業の従業員を確実に対象とするために、幾つかのプログラムが利用可能である。一般的に以下参照、連邦調達規



則28.305及び陸軍規則715-9. 以下の給付の追求は、契約企業従業員又は契約企業にまで及ぶ。Guidebook, Topic 11.

2. 防衛基地法 (Defense Base Act, DBA) 42 USC §§ 1651-54、連邦調達規則 (FAR) 28.309及び52.228-3、国防総省連邦調達規則付属書 (DFARS) 228.305及び228.370(a).

a. 上記の規定は、契約企業が労働者補償保険の担保を取得するか、又は米国外で行われる「公共事業」の契約又は下請け契約のための従業員の範囲で発生する死傷について自己保険をかけるかどうかを要求する。AR715-9. 参照、*Royal Indem. Co. v. Puerto Rico Cement Co.*, 142 F. 2<sup>nd</sup> 237, 239 (1<sup>st</sup> Cir. 1944), cert. denied, 323U.S.756 (1944) (プエルトリコにある軍事基地で働く建設従業員が防衛基地法によって対象とされているのは、防衛基地法の目的が港湾労働者補償法の給付を海外地域に拡大すること、及び合理的な率で保険金を取得するためであると判示する)。 *Berven v. Fluor Co.*, 171 F. Supp. 89 (S. D. N. Y. 1959) (規程は、陸軍、空軍若しくは海軍の基地で又は公共事業に従事するための契約で雇われた個人を含むと説明している)。更に参照、*University of Rochester v. Hartman*, 618 F. 2<sup>nd</sup> 170, 173 (2<sup>nd</sup> Cir. 1980) (国防に関連する海外の建設プロジェクト又は事業と関連性を欠くサービス契約は、42 U.S.C. § 1651(a)(4) の意味での「公共事業」を構成しないと判示している)。 *O’Keeffe v. Pan American World Airways Inc.*, 338 F. 2<sup>nd</sup> 319 (5<sup>th</sup> Cir. 1964), cert. denied, 380 U. S. 951 (1965) (雇用分析の範囲に関する「遊びと道草」<sup>(4)</sup>規則が防衛基地法の請求に関連して幅広く適用されなければならないのは、規程が苛酷な結果を回避するためであった)。 *Republic Aviation Co. v. Lowe*, 164 F. 2<sup>nd</sup> 18 (2<sup>nd</sup> Cir. 1947), cert. denied, 333 U.S.845 (1948).

b. 防衛基地法、FAR 条項52.228-3は、米国外で全面的に又は部分的に行われる国防総省のサービス契約すべて、及び海外での従

業員業務の遂行を要求する補給契約すべてにおいて要求される。国防次官官房覚書2003年12月8日付。

3. 港湾労働者補償法 (LHWCA) 33 USC §§ 901-950、国防総省冊子 715-16、第10-5c 項から第10-5d 項まで、防衛基地法の運用によって適用可能となる。LHWCA は、部分的又は全体的な身体障害、身体上の負傷、医療サービス／補給、死亡給付、手当の消滅及び保険対象者の埋葬費用のための補償金を規定している。規程は、過失に焦点を当てていない。Guidebook, Topic 11.
4. 戦争災害補償法 (WHCA) 42 USC §§ 1701-17、FAR 52.228-4、DFARS 228.370(a). *Huskisson v. Hawaiian Dredging Co.*, 212 F.2d 219, 220-21 (7th Cir. 1954), *T&G Aviation, Inc.*, ASBCA No. 40428, 01-1 BCA ¶ 31,147 (ASBCA, 2000). WHCA によれば、「戦争危険災害」で殺害された契約企業の従業員は、CDF がまるで常勤の政府軍属の従業員であったかのように、何らかの側面で補償されると、規定されている。WHCA による給付は、負傷又は死亡が、従業員の雇用範囲に関連するかどうかに関わらず、適用される。Guidebook, Topic 11.

D. 手当 CCP の手当及び給付は、契約企業との CCP の雇用契約によって規律されている。米国政府は、この被用者と雇用者との関係の当事者ではない。CCP 要員は、米国政府から直接に特別手当、現金給付、又はその他の財政的報酬を受取る権利はない。

E. 退役軍人の給付。DFARS 条項を含む契約の下で行われるサービスは、38 U.S.C. 106の下での実任務又は業務ではない。

#### F. 危機の最中での履行の継続

1. 非強制的な退避時に、契約企業は、契約上の義務を満たすために地域で十分な人員を維持しなければならない。DFARS 252. 225-7040(m).
2. 国防総省訓令 (DODI) 3020.37, 「危機の最中における主要国防総省契約企業のサービスの継続 (1990年11月6日) (変更を含む行

政上の再発給、1996年1月26日)」。訓令では、契約企業が国防総省によって主要と思われたサービスを提供し続けるために利用可能なすべての手段を使うように要求される。DODIは、指揮官のための指針である。それは、如何なる方法においても契約企業を拘束しない。更に参照、Guidebook, Topic 13.

3. 契約企業要員についての職務放棄罪は、まったくない。指揮官は、もし契約企業が支援を継続することができないように見えるならば、業務の中断を立案すべきである。

#### 訳者注

(4)「遊びと道草規則 (frolic and detour rule)」とは、被用者が私用のために行った行為や本来のルートを離れていたこと。被用者の行為が職務の範囲内で行われたものではないとして被害者にする使用者の賠償責任を否定するための概念 (田中秀夫編集代表『英米法辞典』1991年367頁)をいう。

#### Ⅹ. 追加的参照

- A. 1949年のジュネーヴ諸条約及び1977年の追加議定書。
- B. 18 U.S.C. § 922 (d)「不法行為 (若干の者に火器を提供すること)」
- C. 22U.S.C. § 3261 et seq.,「国務長官の責任 (海外米国市民のための)」
- D. AR 700-4 (兵站支援)
- E. AR 570-9 (受入国支援)
- F. AR12-1 (国際的兵站)
- G. FM 3-100.21 (軍隊に随伴する契約企業)
- H. FM-100-10-2 (戦場における契約支援)
- I. DA Pam27-1-1 (ジュネーヴ諸条約・議定書)
- J. DA PAM 690-80 (敵対関係における地方の私服の着用)
- K. DA PAM715-16 (契約企業の展開案内)
- L. 国防総省政策覚書1997年12月12日付、「戦場における契約企業」
- M. 陸軍次官補 (ASA) (予備 (ALT)) 覚書02年1月26日付 (不測事態作戦中の契約企業のシステム支援)

- N. DODI 4161.2 (契約企業所有の政府財産)
- O. DODI 1300.23 (国防総省文官職員及び契約企業のための単独訓練)
- P. DODI 1000.1 (ジュネーヴ諸条約身分証明書)
- Q. DODI1100.22 (労働力の混成を決定するための指針)
- R. DODI 3020.37 (主要国防総省契約企業サービスの危機の継続)
- S. DODD 5000.1 (防衛関連調達システム)
- T. DODD 3025.1 (非戦闘員退避作戦)
- U. Joint Pub 1-2、定義
- V. Joint Pub 4-0、統合作戦の兵站支援ドクトリン、戦域での契約企業
- W. AMC Pamphlet 715-18、陸軍資材司令部 (AMC) 契約及び軍事作戦を支援する契約、1999年6月16日
- X. 「契約企業との展開—契約企業の考察」と題する空軍総合評議会覚書、2003年11月